

## 建設工事に係る入札参加者の特記遵守事項（建設工事）

建設工事に係る入札参加者は、別に定めるもののほか、坂戸、鶴ヶ島下水道組合発注工事の入札及び施工にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

### 1 独占禁止法等関係法令の遵守について

- (1) 入札参加者は、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 受注者は、建設業法第22条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条に規定する一括下請負等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 事業協同組合等は、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守しなければならない。

### 2 建設業における生産システム合理化指針等の遵守について

- (1) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設業における生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、元請・下請関係の合理化に努めなければならない。
- (2) 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めなければならない。
- (3) 組合から直接工事を請負った特定建設業者は、下請代金の総額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上になる工事を施工するときは、「施工体制台帳」を工事現場に備え置くとともに、当該施工体制台帳の写しを工事発注課へ提出しなければならない。また、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した「施工体系図」を作成し、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げるとともに、施工体制台帳に当該施工体系図の写しを添付して工事発注課へ提出しなければならない。
- (4) 建設産業における所定労働時間は、労働基準法に基づき、平成9年4月から週40時間制に全面的に移行することとなったので、施工にあたっては現場の就労実態を踏まえ、完全適休2日制の導入や1日の労働時間を短縮するなどの方法により、週所定労働時間40時間制への円滑な移行に努めなければならない。

### 3 建設資材納入業者との契約について

- (1) 建設資材納入業者との契約にあたっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めなければならない。
- (2) 建設資材納入業者との契約にあたっては、できる限り市内の業者を選定するよう努めなければならない。

### 4 労働災害の防止等について

建設労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な労賃の支払等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、元請、下請が一体となって仕様書等に定めるところにより特段の注意を払わなければならない。

### 5 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工にあたって工事資材等の運搬については、過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると思われる資材納入業者から資材の納入を受けないなどの必要な措置を取るよう努めなければならない。

また、車両は下請業者を含め埼玉県ディーゼル車規制適合車を使用すること。

### 6 建設業退職金共済制度への加入促進及び証紙購入報告書の提出等について

- (1) 受注者は建設業退職金共済制度への加入に努め、制度の対象となる労働者を使用する場合には、証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けること。
- (2) 1件の契約が500万円以上の工事請負契約を締結した受注者は、建設業退職金共済の発注者用掛金収納書を、契約締結後1か月以内（電子申請方式の場合は40日以内）に、発注課へ提出しなければならない。ただし、期限内に提出できない正当な理由があり、あらかじめ書面により申し出た場合はこの限りでない。
- (3) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し加入促進を図るとともに、下請業者に対して共済証紙の現物交付又は掛金相当額を下請代金中に算入するものとする。

- (4) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に対する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- (5) 工事請負契約を締結した建設業者は、建退共支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（黄色のシール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図らなければならない。なお、建設業退職金共済について不明な点は、下記へ問い合わせてください。

● 勤労者退職金機構 建設業退職金共済事業本部 埼玉支部

TEL 048-861-5111

埼玉県さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉県建産連会館

## 7 技術者の適正な配置について

- (1) 1件の請負金額が、4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の建設工事を施工するにあたっては、工事現場ごとに「専任の主任技術者」を配置しなければならない。
- (2) 元請人が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者のうち、特定建設業者が請負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となる場合は、主任技術者に代えて「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」を配置しなければならない。なお、当該監理技術者は、工事に従事しているときは常時資格者証を携帯し、発注者（監督員等）から請求があったときは、資格者証を提示しなければならない。
- (3) 元請人が工事現場ごとに配置しなければならない現場代理人、主任技術者、監理技術者等のうち、主任技術者及び監理技術者等は、元請人と直接的かつ経常的な雇用関係にある者でなければならない。

## 8 工事カルテの作成、登録

請負者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完成時は完成後10（工事完成検査合格後）10日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた場合直ちにその写しを発注者に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## 9 経営事項審査の義務化

一定の公共工事を請け負おうとする者は、建設業法の規定により経営事項審査を受けることが義務付けられています。経営事項審査を受けていないと、公共工事を請け負うことができなくなりますので、毎年決算ごとに必ず受審してください。経営事項審査の有効期間は、審査基準日（決算日）から1年7か月以内としていますので、最新の総合評定値通知書（経審）が送付されたときは、その写し（A4に縮小）を速やかに財務課へ提出（郵送可）してください。